

令和6年度

全国中学生人権作文コンテスト

新潟県大会応募要領

この作文コンテストは、次代を担う皆さんに、人権作文を書いてもらうことにより、人権尊重の重要性や必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として行うものです。

対象 新潟県内の中学生

応募内容

テーマは自由ですが、日常の家庭生活、学校生活やグループ活動等の中で得た体験を通じて、基本的人権を守ることの重要性、必要性について考えたことなどを題材にしてください。

応募方法

- 1 原稿の枚数等 400字詰原稿用紙5枚以内とします。外国語で作文を作成した場合や視覚に障害があり、点字、録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字、反訳文としてください。
提出する作文は、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可です。パソコン等で作成する場合は、400字詰原稿用紙設定にして出力してください。
- 2 提出先 学校の担当の先生に提出してください。
- 3 締切り 令和6年9月4日（法務局提出期限）
- 4 その他
 - ・ **題名**の次に**学校名**、**学年**及び**氏名(ふりがな)**を書いてください。
 - ・ 作品の応募は未発表のものに限ります。
 - ・ 他の作文、主張等のコンテストとの二重応募は禁止とします。
 - ・ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象となりません。
 - ・ 応募作品は返却いたしません。応募作品の著作権は、主催者に帰属するものといたします。

審査・表彰

- 1 新潟地方法務局長賞・新潟県人権擁護委員連合会会長賞・新潟県教育委員会教育長賞・新潟日報社賞・NHK新潟放送局長賞・アルピレックス新潟賞を各1編、優秀賞を4編、優良賞若干編とし、賞状と副賞を贈呈します（予定）。
- 2 審査結果は、11月下旬に学校に通知します。
- 3 優良賞を除く上位入賞者には、12月7日に新潟市内で表彰式を行います（予定）。
- 4 上位優秀作品は、中央大会（全国大会）へ推薦します。

作品の公表

上位入賞作品は「人権作文集」に収録し、中学校・法務局・市町村等関係機関に配布するとともに、報道機関、ホームページ等にも公表します（応募者の学校名、学年、氏名及び顔写真を含む。）。
なお、応募者の意向に応じて、顔写真、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とします。

主催：新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会

右記までお問い合わせは、作文コンテストについてのお問い合わせは、右記までお願いします。

名称	住所	電話番号
人権擁護課	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191番地	☎ 025(222)1563
新津支局	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4463番地1	☎ 0250(22)0501
三条支局	〒955-0081 三条市東裏館2丁目22番3号	☎ 0256(33)1375
新発田支局	〒957-8503 新発田市新富町1丁目1番20号	☎ 0254(24)7101
村上支局	〒958-0835 村上市二之町4番16号	☎ 0254(53)2390
長岡支局	〒940-0082 長岡市千歳1丁目3番91号	☎ 0258(33)6901
十日町支局	〒948-0083 十日町市本町1丁目上1番地18	☎ 025(752)2575
柏崎支局	〒945-8501 柏崎市田中26番23号	☎ 0257(23)5226
南魚沼支局	〒949-6608 南魚沼市美佐島61番地9	☎ 025(772)2164
上越支局	〒943-0805 上越市木田2丁目15番7号	☎ 025(525)4133
糸魚川支局	〒941-0058 糸魚川市寺町2丁目8番30号	☎ 025(552)0356
佐渡支局	〒952-1561 佐渡市相川三丁目新浜町3番地3	☎ 0259(74)3787

人権擁護局 作文コンテスト

検索

新潟 人権作文コンテスト

検索

「誰か」のこと じゃない。



人権って
なに？



人権が
あぶない！

ちがいを
みとめて

人権イメージキャラクター
「人KENまもる君・
人KENあゆみちゃん」

いじめ
ダメ！

ヒューマンライツ

Human Rights

「人権」ってなんですか？

「人権」は英語の human rights (ヒューマン・ライツ) を訳したもので、「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」のこと。

人間はだれでもが生まれながらに「人権」をもっていて、この人権は、私たちが社会で幸せに生活していくために必要で大切な権利です。

人権の尊重は日本国憲法も保障しています。

こんなとき「人権」があぶない！

- ・学校で「いじめ」を受けたとき
- ・みんなから仲間はずれにされたとき
- ・変なうわさをたてられたとき
- ・身体の障害や病気を理由に差別されたとき
- ・性別、年齢、国籍などの違いにより差別されたとき
- ・騒音、振動、悪臭などで生活がおびやかされたとき
- ・インターネットの書き込みにより誹謗中傷などされたとき

私たちが幸せに生きていくために

「みんなちがって、みんないい」

人間はそれぞれ個性があり、考え方や意見も違ってきます。

違う存在だからこそ、その違いを、その個性を大切にします。

あなたもわたしも自分らしく生きる。

これが「人権」を尊重することです。

でも、みなさんの家族・学校・地域のなかで人権が大切にされていない様子を見かけたことはありませんか？

この作文コンテストをきっかけに、自分の人権が大切であること、そして自分と同じように他の人の人権も大切であることに気づき、身近なところから人権を考えてみてほしいのです。

こころの痛み、わかりますか

—いじめをなくそう—

学校のこと、友達のことなどで悩んでいませんか？

一人で悩んでいないで、勇気を出して相談してみよう！

相談電話 こどもの人権110番

☎ 0120-007-110 (フリーダイヤル)

受付時間 (月曜日～金曜日・祝日除く) 8:30～17:15

SOS ミニレターやインターネット、LINE での相談にも応じています。



インターネット人権相談

検索

法務局 LINE
じんけん相談

法務省
人権擁護局

・ X (旧Twitter) @MOJ_JINKEN
・ Facebook @HumanRightsBureau.MOJ